

令和 8 年度香川県中学校部活動地域展開総括コーディネーター委託業務 仕様書

1 委託業務の目的

少子化が進む中で、現行の学校単位で活動する運動部活動の継続は困難になってきており、今後、子供たちがスポーツに親しむ機会が大きく減少してしまう恐れがある。こうした事態を避けるため、学校の運動部活動に代わり、地域においてスポーツの機会を確保し、将来にわたり子供たちが地域でスポーツに継続して親しめる環境を構築していく必要がある。

本業務は、香川県及び市町に対して、中学校部活動の地域展開の推進に向けた課題解決方策や地域事情を反映した進め方等に関する指導・助言等を行うことを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 香川県中学校部活動地域展開推進協議会（以下、推進協議会とする）における支援・助言

- ・ 推進協議会（定例会及びワーキンググループ）等に 6 回参加し、各種課題の解決方策や地域の実情に応じた地域展開の進め方等について助言する。（他県の先進事例紹介や資料提供等も含む。）
- ・ 推進協議会（定例会またはワーキンググループ）等の運営（議題提案・資料作成等含む）について、県に対して支援・助言する。

【推進協議会（令和 8 年度予定）】

| 回 | 日時 | 会場 | 内容（予定） |
|---------------------|-----------------------------|-------------------|--|
| ワーキンググループ 第 1 回※ | 4 月 23 日(木) 15:00～16:00 | オンライン | 令和 8 年度の県の取組みについて 情報交換 |
| 定例会 第 1 回 | 6 月 1 日(月) 10:00～11:30 | 香川県社会福祉 総合センター | 令和 8 年度の県の取組みについて 令和 8 年度の各市町の取組みについて |
| ワーキンググループ 第 2 回 | 7 月 10 日(金) 14:00～16:30 | 香川県社会福祉 総合センター | 令和 8 年度の各市町の取組みについて 意見交換 |
| ワーキンググループ 第 3 回 | 9 月 16 日(水) 14:00～16:30 | 香川県社会福祉 総合センター | 課題解決方策の検討 意見交換 |
| ワーキンググループ 第 4 回 | 11 月 27 日(金) 14:00～16:30 | 香川県社会福祉 総合センター | 令和 9 年度に向けて 意見交換 |
| ワーキンググループ 第 5 回 | 1 月 25 日(月) 14:00～16:30 | 香川県社会福祉 総合センター | 令和 9 年度の各市町の取組みについて 意見交換 |
| 定例会 第 2 回 | 2 月 24 日(水) 15:00～16:30 | 香川県社会福祉 総合センター | 令和 8 年度事業報告 令和 8 年度総括 |

※ワーキンググループ第 1 回会議は対象としない。

○推進協議会参加者

- ・ 定例会…各市町教育委員会教育長、関係スポーツ・文化芸術活動団体代表者等
- ・ ワーキンググループ…各市町担当者、関係団体担当者等

(2) 県内市町へのヒアリング及び助言

- ・ 17 市町と意見交換を行い、各市町の現状及び課題等の把握、課題の解決方策等への助言を行う。回数は年に 2 回程度とする。
- ・ 相談窓口の開設及びオンラインによる支援の実施を行う。

(3) 香川県への支援・助言

- ・ 県の取組み（「香川県中学校部活動地域展開等推進の手引き」に記載）への支援・助言を行う。
- ・ 電話、メール、オンライン会議システムまたは(1)の際に直接行う。

(1)の具体（例）

- ・ 他県の先進事例等の紹介及び本県の実情に応じた事例紹介
- ・ 本県及び各市町の地域展開に向けた取組みに関する提案
- ・ 協議会の論点整理及び次回協議会向けの資料への反映 等

(2)及び(3)の支援・助言内容の具体（例）

- ・ 関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備に関すること
- ・ 指導者の質の保障・量の確保に関すること
- ・ 関係団体・分野との連携強化に関すること
- ・ 面的・広域的な取組に関すること
- ・ 内容の充実に関すること
- ・ 参加費用負担の支援等に関すること
- ・ 学校施設の活用等に関すること
- ・ 関係者の理解促進に関すること 等

(4) その他

- ・ 業務完了後、実績報告書を提出すること。なお、実績報告書には、委託経費決算書および支出を証する書類を添付すること。

3 成果物

成果報告書

【提出方法】 電子媒体

【提出先】 香川県教育委員会事務局保健体育課

メールアドレス：hokentaiiku@pref.kagawa.lg.jp

【提出期限】 令和9年3月1日（月）

4 留意事項

- (1) 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、県の指示に従うこととする。
- (2) 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守することとする。
- (3) 成果物に対する一切の著作権（著作権法第27条及び28条に係る権利を含むが、これらに限られない）及び使用权は、香川県に帰属する。成果物で使用する写真・イラスト・音楽等については、著作権侵害などの問題が生じることのないよう事業者において必要な手続きを取ること。また受託者は、成果物の著作権者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託者が、委託し

ようとする受託者の名称、業務の範囲、理由、その他県が必要とする事項を、書面をもって県に申請し、県の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(5) 提案した企画提案書に沿って事業を進めること。また、本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、県と協議すること。

5 委託金額

2,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

6 委託期間

委託期間は契約締結の日から令和9年2月26日までの間とする。